

さいたま市長 清水 勇人 様

教育長 竹居 秀子

さいたま市いじめ問題再調査委員会の答申を踏まえた対応の方針について

令和7年12月22日付け子育子青第2769号にて市長より要請のあった「さいたま市いじめ問題再調査委員会の答申を踏まえた対応について」以下のとおり、再発防止に向けた対応の方針について、報告いたします。

1 「学校主体調査の改善」について

学校主体調査水準の向上のため、次の取組を実施してまいります。

- (1) 「さいたま市教育委員会いじめの重大事態発生時対応マニュアル」の改訂
- (2) 調査記録の作成及び保管の徹底

2 「小学校低学年でのいじめの増加」について

小学校低学年における様々な問題について、いじめの可能性があるという認識に立ち対応できるよう、次の取組を実施してまいります。

- (1) 法令上のいじめの理解促進のための教職員向け啓発動画等の作成
- (2) 低学年対象のいじめに関するアンケート調査の導入

3 「いじめ調査における被害者証言の重要性」について

被害児童生徒や保護者的心情に配慮しつつ、丁寧な聞き取りに基づいて客観的事実の把握を行えるよう、聴取方法等に関する研修を実施してまいります。

4 「教職員に対する研修の必要性」について

いじめの未然防止と早期発見・早期対応を徹底するため、教職員の危機意識と対応力の向上を図るとともに、児童生徒、保護者、地域住民が、「いじめ防止対策推進法」等への理解を深め、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみのいじめ防止対策に取り組む体制を強化してまいります。

- (1) 専門家による教職員研修の強化及び機会の拡充
- (2) 児童生徒を対象とした、いじめの防止等を目的とした学習指導の工夫
- (3) 学校・家庭・地域が一体となつたいじめ防止に係る啓発活動の推進

5 「被害者を孤立させないために」について

被害者を孤立させないために、学校に直接言いづらい声についても確実に受け止めることができるよう、校外の相談・支援の窓口の活用を積極的に進めてまいります。

6 「被害者の要求の裏にある思いを聞くことの重要性」について

被害児童生徒や保護者の訴えに対し、表面的な要求だけでなく、裏にある思いを聞くことができるよう、次の取組を実施してまいります。

- (1) 教職員研修の一層の充実
- (2) 専門職の派遣による支援の強化

7 「いじめ指導における心理職の重要性」について

いじめが発生した場合、心理職が教職員や保護者と連携しながら、児童生徒の心のケアと関係調整に積極的に関与できる体制を整えてまいります。

- (1) 専門職の役割の明確化と学校の支援体制の強化
- (2) 心理職の専門性の向上

【担当】

さいたま市教育委員会事務局

(1, 2, 3, 4に関すること)

生徒指導課管理係 宇都宮、斎藤、篠原

TEL 048-829-1669

FAX 048-829-1972

E-mail:seitosido@city.saitama.lg.jp

(5, 6, 7に関すること)

総合教育相談室相談係 秋山、松下

TEL 048-711-5495

FAX 048-711-5672

E-mail:kyoiku-sogo-soudan@city.saitama.lg.jp